

公立大学法人横浜市立大学学術情報センター貴重資料等利用要領

制 定 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人横浜市立大学学術情報センター利用要領（以下「利用要領」という。）第12条に基づき、横浜市立大学学術情報センター（以下「センター」という。）が所蔵する貴重資料の掲載等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 貴重資料等 センターの貴重資料室で保管する資料の現物及びその複製物（单片（ポジ・ネガ）フィルム、マイクロフィルム、デジタルデータ等の画像を含む）をいう。
- (2) 利用 第2条第1項第3号から第13号に該当することをいう。
- (3) 閲覧 貴重資料等を見るることをいう。
- (4) 撮影 貴重資料等をカメラ等を用いて、画像（单片（ポジ・ネガ）フィルム、マイクロフィルム、デジタルデータ等）として媒体に記録することをいう。
- (5) 複製 貴重資料等を同じ媒体又は異なる媒体に保存することをいう。また、本学において貴重資料等又は複製資料を用いて制作したものも複製することも指す。
- (6) 複写 貴重資料等を書き写すことをいう。
- (7) 貸出 貴重資料等又は複製資料を展示目的のために貸し出すことをいう。
- (8) 翻刻・覆刻出版 貴重資料等の一部を新たな刊行物に掲載し出版することをいう。
- (9) 掲載出版 貴重資料等の一部を新たな刊行物に掲載し出版することをいう。
- (10) 映像製作 貴重資料等の映像を記録媒体に収録し、これを販売・頒布・上映することをいう。
- (11) 放映 貴重資料等の映像をテレビジョン等で放映することをいう。
- (12) インターネット掲載 貴重資料等の映像をウェブサイトへ掲載又はデータベースへ収録すること等により、インターネットを通じて配信することをいう。
- (13) その他利用 貴重資料等を用いた第2条第1項第3号から第12号に含まれない行為のことをいう。

(利用目的)

第3条 貴重資料等は、学術情報センター長（以下「センター長」という。）の許可のあった場合に限り特段の目的にかかわらず利用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、センターが公開する貴重資料のデジタル画像については、公序良俗に反しない私的利用に限り、センター長の許可を要することなく閲覧することができる。
- 3 利用にあたっては、適切な取扱いの下で利用するものとする。
- 4 センターは、貴重資料等の状態その他理由により、利用を制限することができる。

(許可の申請)

第4条 貴重資料等の利用を希望する者は、利用目的に応じてそれぞれの許可願を提出し、センター長の許可を受けなければならない。なお、第2条第1項第7号から第13号の利用に該当する場合は、様式1を提出するものとする。

2 貴重資料等の貸出は、原則として行わない。ただし、学術性又は公共性の高い展示会で展示するための貸出等については、貴重資料等の保存・利用状況及び貸出先の使用環境等を総合的に判断し、センター長が決定する。

(許可の基準)

第5条 センター長は、前条第1項の許可の申請があった場合には、その申請が次の一いずれかに該当すると認められる場合を除き、同項の許可を行うものとする。

- (1) 貴重資料等の保存に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) センター業務の適正かつ円滑な運営をする上で不適当な用途に利用するとき。
- (3) 著作権、所有権、肖像権その他これらに類するものを侵害するおそれがあるとき。
- (4) 公序良俗に反するとき。
- (5) その他貴重資料等の利用を許可することが適当でないとき。

2 前項の許可については、所定の利用許可証を交付して行う。

(許可の条件)

第6条 センター長は、前条の許可を行う場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 貴重資料等を掲載し、又は収録・出版等する場合は、所蔵館を明記すること。
- (2) 貴重資料等を掲載したものを刊行物として発行したときは、特段の事情がある場合を除き、当該刊行物1部をセンターに寄贈すること。
- (3) 貴重資料等の撮影を行うとき、センターが貴重資料等の原フィルム又はデジタルデータ等を所有しない場合は、利用者の負担でこれを撮影し、当該原フィルム又はデジタルデータ等をセンターに寄贈すること。
- (4) 貴重資料等の利用で生成したデータ等を無断で改変しないこと。
- (5) 許可された以外の目的に使用しないこと。許可された以外の目的に使用したことにより、損害を与えたときは、当該損害の額に相当する金額を弁償すること。
- (6) 貴重資料等の画像、映像等を許可された目的以外の目的に使用する計画のある場合は、使用目的に即した許可願を提出して許可を求めること。
- (7) 出版等に関する一切の手続及び費用は、利用者の負担で行なうこと。
- (8) 貴重資料等の利用に際しては、センターの職員の指示に従うこと。

2 センター長は、前項に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付すことができる。

3 センター長は、利用者が第1項各号に掲げる条件に違反した場合は、許可を取り消すことができる。

(利用料の徴収)

第7条 第2条第1項第8号から第13号にあたる利用について、第4条第1項に基づく許可の申請を行い、第5条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）のうち、公立大学法人横浜市立大学学術情報センター利用要綱第4条第

- 1 項第1号から第3号に該当しない利用者は、別表に定める利用料を納付しなければならない。
- 2 同じ貴重資料等を異なる利用範囲で用いる場合は、利用範囲ごとに利用料を納付しなければならない。ただし、申請した同資料への再利用（同内容の刊行物の再版や再放送等）にあたっては、利用料を無料とする。
- 3 前項の利用料は前納とし、本学が発行する請求書により本学が指定する銀行口座に、振込により納付しなければならない。

（利用料の返還）

第8条 原則として、既納の利用料は返還しない。ただし、本学の都合により利用の許可を変更又は取消した場合は、利用料の全額又は一部を返還することができる。

（利用料の免除）

第9条 第7条第1項にかかわらず、許可の申請が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、利用料の納付を免除することができる。

- (1) 授業等の教育目的、又は学会発表等の研究目的のための一時利用を目的とする場合
- (2) 公的機関による啓蒙・啓発活動等を目的とする場合
- (3) その他センター長が適当と認める場合

（利用料免除の例外）

第10条 前条各号については、営利を目的として対価を得る場合は、適用しないものとする。

（特別費用の負担）

第11条 利用者は、貴重資料等の利用に際し、特別な費用が発生する場合において、当該費用を負担するものとする。

（損害弁償）

第12条 利用者は、貴重資料等を損傷した場合において、その損害を弁償しなければならない。ただし、センター長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

（免責）

第13条 センターが所蔵・公開する貴重資料等の利用によって生じたいかなる不利益・損害等に対しても、センターは一切の責任を負わない。

（雑則）

第14条 この要領に定めるもののほか、貴重資料等の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より施行する。

公立大学法人横浜市立大学学術情報センター貴重資料等利用要領別表

利用料（第7条第1項）

利用範囲	金額
翻刻・覆刻出版	
掲載出版	
映像製作	
放映	
インターネット掲載	
その他利用	

利用する1資料あたり
3,000円（税込）